

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・救急病院の変更	医 療 政 策 課
・収納事務の委託	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	”
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）	”
・公有水面埋立ての免許の出願（2件）	漁 港 漁 場 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・道路の区域変更（3件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	”
・自動車専用道路の指定	”
・公有水面埋立ての竣功認可	港 湾 課
・分区の指定	”
・急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	砂 防 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・肥料登録有効期間の更新	農 産 園 芸 課
・落札者等	物 品 管 理 室
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	”
◎ 監査委員公表	
・令和4年度普通会計定期監査（前期）に係る措置の公表	監 査 事 務 局
◎ 人事委員会公告	
・長崎県職員採用試験（大学卒業程度：B試験）の実施	人事委員会事務局
・長崎県警察官I類（男性）B採用試験の実施	”
・長崎県警察官I類（女性）B採用試験の実施	”
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第72号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から所在地の変更の届出があったので、次のように告示する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
小値賀町国民健康保険診療所	北松浦郡小値賀町笛吹郷1757番地8	北松浦郡小値賀町笛吹郷2428番地1	令和4年12月12日

長崎県告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎県立こども医療福祉センターにおける使用料及び手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 委託年月日
令和5年4月1日
- 受託者の住所及び氏名
住所 東京都港区港南2丁目14番14号 品川インターシティフロント7階
氏名 株式会社メディカル・プラネット 代表取締役 牧野 智
- 委託事務
長崎県立児童福祉施設条例（昭和26年長崎県条例第47号）第2条第2項に規定する障害児入所施設使用料並びに同条例第3条第1項に規定する診断書発行手数料及び証明書発行手数料の収納事務
- 委託期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
かまだ脳神経外科 長崎駅前クリニック	長崎市尾上町8-44酒井クリニックビル2階	令和5年2月1日

長崎県告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
ヤクシン薬局 大波止店	長崎市樺島町6-18	令和5年2月1日

長崎県告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
有限会社 みどり薬局 平戸調剤薬局	平戸市浦の町748	令和5年2月1日
ヤマト薬局	雲仙市南串山町甲2224-6	令和5年2月1日

長崎県告示第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護ステーション）として次のとおり指定を更新した。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
訪問看護ステーション横尾	長崎市横尾3丁目26番2号	令和5年2月1日

長崎県告示第78号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和4年12月21日

(2) 埋立ての出願をした者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立ての区域

ア 位置 対馬市豊玉町唐洲字唐洲57番2に隣接する里道から69番3に隣接する里道を経て69番2に隣接する里道に至る地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 425.61平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 対馬市豊玉町唐洲字クビリ251番2、字唐洲69番1、69番2、69番3、69番2から57番2に隣接する里道、57番1、57番2、57番3、738番2、738番3の各地内並びに字唐洲69番2に隣接する里道から738番2の地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 2,654.23平方メートル

(5) 埋立地の用途 道路用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課
 長崎県対馬市厳原町宮谷224番地 長崎県対馬振興局
 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第79号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和5年1月12日

(2) 埋立ての出願をした者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立ての区域

ア 位置 対馬市厳原町豆敷字西神田2516番4の西側に接する地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 38.49平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 対馬市厳原町豆敷字西神田2516番4の土地、2516番8の土地、2516番4に接する無地番の土地及び対馬市厳原町豆敷字西神田2516番4、2516番8に接する地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 1,460.20平方メートル

(5) 埋立地の用途 物揚場用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課

長崎県対馬市厳原町宮谷224番地 長崎県対馬振興局

長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第80号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分
野母崎三和第1加入区	野母崎樺島町・脇岬町の区域内の小型合併漁業（主としてたこつぼを営む漁業）及び脇岬町の区域の中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。）
野母崎三和第1加入区	野母崎樺島町の区域の小型合併漁業（主として一本釣りを営む漁業）
宇久小値賀第1加入区	笛吹郷東の区域の小型合併漁業（主として曳縄を営む漁業。）

宇久小値賀第1加入区	前方郷の区域の小型合併漁業
宇久小値賀第1加入区	黒島郷の区域の小型合併漁業
宇久小値賀第1加入区	大島郷の区域の小型合併漁業
宇久小値賀第2加入区	平の区域の小型合併漁業（主として曳縄を営む漁業）
宇久小値賀第2加入区	平の区域の小型合併漁業（2に掲げる以外の小型合併漁業）
宇久小値賀第2加入区	寺島、野方、大田江及び木場の区域の小型合併漁業
宇久小値賀第2加入区	飯良、小浜、本飯良、大久保及び神ノ浦の区域の小型合併漁業
五島第2加入区	小型合併漁業
五島第3加入区	職人郷の区域の小型合併漁業
五島第3加入区	土取郷の区域の小型合併漁業
五島第3加入区	山下郷の区域の小型合併漁業（主として曳縄を営む漁業）
五島第3加入区	岳郷岳の区域の小型合併漁業
五島第3加入区	岳郷坪の区域の小型合併漁業及び岳郷坪の区域の一般釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
峰町東部加入区	櫛の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
峰町東部加入区	志多賀の区域のいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
峰町東部加入区	櫛の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）
峰町東部加入区	志多賀の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）
峰町東部加入区	志越の区域の小型合併漁業（主としていか釣りを営む漁業）及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
美津島町第3加入区	いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
美津島町西海加入区	小型合併漁業（主として釣り・はえ縄漁業を営む漁業で使用する漁船の総トン数が5トン以上10トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 小長井線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市小長井町小川原浦字川久保1401番1地先から 官公有無番地先(諫早市小長井町小川原浦字南川599番1)まで	前	9.1~21.3	769.8	
	後	9.8~24.2	769.8	

長崎県告示第82号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 奥ノ平時津線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字眉山2814番1地先から 西彼杵郡時津町日並郷字栗山3125番5地先まで	前	10.9~107.0	539.6	
	後	37.0~120.2	539.6	

長崎県告示第83号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 奥ノ平時津線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町左底郷字琉球川1359番1地先から 西彼杵郡時津町野田郷字堤ノ平1225番1地先まで	前	12.3~101.2	904.8	
	後	12.3~83.4	904.8	

長崎県告示第84号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字眉山2814番1地先から 西彼杵郡時津町野田郷字長谷907番1地先まで	令和5年2月18日 15時から

長崎県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車専用道路を次のとおり指定する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	区 間	指定年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字眉山2844番地先から 西彼杵郡時津町野田郷字長谷914番3地先まで	令和5年2月18日 15時から

長崎県告示第86号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年2月10日

肥前大島港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和5年2月2日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾
代表者の住所 長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
西海市大島町字池ノ原1325番96から字中山谷1439番26に至る地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおりに）
 - (3) 面積
1,788.57平方メートル
- 4 埋立地の用途
物揚場、護岸、道路、水路、野積場
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
令和元年10月15日
長崎県指令31港許第3号
- 6 閲覧場所
西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222
西海市役所

長崎県告示第87号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく長崎港臨港地区内に次の1のとおり分区の指定を変更する。

なお、その関係図書は、次の2の閲覧場所に備え置いて、閲覧に供する。

令和5年2月10日

長崎港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 分区の変更

(1) 工業港区の指定を変更する箇所

長崎市戸町の一部
(別紙図面は省略)

2 閲覧場所

- (1) 長崎市尾上町3番1号
長崎県土木部港湾課
- (2) 長崎市万才町3番17号
長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所
- (3) 長崎市魚の町4番1号
長崎市役所

長崎県告示第88号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			田中町 (61)	
所在地	市町名	大字	字	地番
		長崎市	田中町	

長崎県告示第89号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			木鉢2丁目 (3)	
所在地	市町名	大字	字	地番
		長崎市	木鉢町2丁目	

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

させぼ五番街

長崎県佐世保市新港町2番7 他

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社中村商事 代表取締役 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町8番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

（変更前）株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治

長崎県佐世保市大塔町6番地1

外 49店

（変更後）株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治

長崎県佐世保市大塔町8番地2

外 48店

(4) 変更の年月日

令和4年3月7日 外

2 届出年月日

令和5年1月26日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第668号	肉かす粉末	肉かす粉末 NYK1	窒素全量 10.0%	長崎県諫早市下大渡 野町2041番地1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役	平成29年 1月27日	令和5年 1月27日 から

					本田 友宏		令和11年 1月26日
--	--	--	--	--	-------	--	----------------

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年2月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品名及び数量
4入札第135号 環境制御装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年2月1日
- 6 落札者
福岡県大野城市山田2-1-1
株式会社 大仙 九州支社 支社長 藤井 英
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
4,620,000円
- 8 入札公告日
令和4年12月23日
- 9 落札方式
最低価格

交 通 局 公 告**一般競争入札の参加者の資格等（告示）**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年2月10日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量
軽油 1,162キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) 当該軽油を確実に納入できない者

- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項の力のみを審査する。
- (3) 審査事項
- 審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。
- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
- （ア） 売上高当期利益率
- （イ） 固定長期適合率
- （ウ） 流動比率
- カ 当該軽油を確実に納入しうること（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
- この告示の日から令和5年3月20日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
- 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
- ア 申請者のうち、県資格を取得している者
- 申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- （ア） 誓約書
- （イ） 委任状
- （ウ） 印鑑届（様式第3号）
- （エ） 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
- （オ） 直近の決算書の写し
- （カ） 県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者
- 申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- （ア） 誓約書
- （イ） 財務関係明細書
- （ウ） 営業概要書
- （エ） 委任状
- （オ） 法人にあつては登記簿謄本
- （カ） 個人にあつては次の a 及び b
- a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

- b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (キ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
- (ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- (ケ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- (コ) 印鑑届（様式第3号）
- (カ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
- (シ) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
- （電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第8号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
- この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和5年2月10日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 購入物品名及び数量
- 軽油 1,162キロリットル
- (2) 購入物品の特質等
- 入札説明書による
- (3) 納入期間
- 令和5年4月1日から令和5年6月30日まで
- (4) 納入場所
- ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
- イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）
- ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
- エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
- オ 大村営業所（大村市松山町489-13）
- (5) 一連の調達契約に関する事項
- ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

軽油 1,328キロリットル 令和5年6月頃

イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

令和5年2月10日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和5年2月10日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和5年2月10日付け長崎県公報第11191号搭載）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 直近の決算において、売上が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

（提出期限）令和5年3月20日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
 - (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
 - (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
- （電話）095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所
- 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法
- （期間）令和5年2月10日から令和5年3月20日（県の休日を除く。）
- （場所）5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
- （提出場所）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

(受領期限) 令和5年3月23日 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室

(日時) 令和5年3月24日 午前10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,1621KL
- (2) Delivery period
From April 1st, 2023, to June 30, 2023
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than March 23, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 March 24, 2023
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

監査委員公表

監査委員公表第2号

令和4年10月6日付R04-21000-00877の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月10日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	前田	哲也
同	中村	泰輔

R04-01090-04799
令和4年11月30日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和4年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
1	企画部	IR推進課	<p>マイクロバス料金において、見積書を徴した業者のうち最低価格の業者と契約の締結をしていない。</p> <p>また、少額のため契約書等の作成を省略しているが、相手方が提出した見積書の余白に契約期間などの記載をしたうえでの決裁を行っていない。</p>	<p>各事業者の見積金額に税抜、税込が混在している中、税抜額での比較を失念し、最低価格ではない業者と契約したものです。</p> <p>本指摘を受け、課員に対し、税抜額での比較の徹底に加え、入札・契約事務マニュアルに沿って見積書の余白に契約期間等を記載したうえで決裁を行う必要があることを周知いたしました。</p> <p>今後は、入札・契約事務マニュアルを遵守するとともに、決裁ラインでのチェックを徹底するなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
2	総務部	広報課	<p>県外パブリシティサポート業務委託（首都圏・関西圏）において、履行確認が不十分である。</p>	<p>受託事業者の実績報告において、費用負担の有無だけではなく、より詳細な実施事業内容についても確認できる書類の添付を求め、履行確認の徹底を図っております。</p>
3	総務部	管財課	<p>公共用地の未利用地で利用見込みのないものについては、売却手法の多様化等の検討を行い、引き続き積極的な処分に努めること。</p>	<p>利用見込みのない未利用地の処分については、これまでも県全体で売却予定物件の情報発信や多様な売却手法を検討しながら取り組んできたところです。</p> <p>売却促進を図るうえでは、購買意欲のある方などに売却情報をしっかり届けることが重要であることから、県ホームページ、新聞広告や県の全世帯広報誌等を活用して、売却情報を広く発信しているところです。</p>
4	総務部	新行政推進室	<p>長崎県職員能力開発センターの防火管理者選任（解任）届出書及び消防計画（変更）届出書が提出されていない。</p>	<p>予備監査での指摘後、速やかに長崎市中央消防署へ必要な手続きを行い、令和4年7月20日付けで届け出は受理されました。</p> <p>なお、この届出は、人事異動等により例年必要となることから、再発防止策として「年度当初に行う事務として引継書に明記する」や「職員能力開発センターの建物内に管理権限者・防火管理者名を掲示する」などの措置を講じ、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
5	地域振興部	新幹線対策課	<p>西九州新幹線シンポジウム開催等業務委託において、仕様書にイベント参加中発生し得る傷害及び賠償責任の保険に加入することと定めていながら、予定額の積算に含めていない。</p>	<p>このように仕様書に定めた趣旨については、必ずしも保険加入を義務とするものではなく、保険の加入について受託者の判断に委ねていたものであります。</p> <p>今回の契約は受託者と協議しながら一者随契を行ったものであり、予定額の積算に影響はないものと判断しておりましたが、今回の指摘を課内で共有し、仕様書の記載事項をよりわかりやすい表記とするよう、周知徹底を図りました。</p>
6	地域振興部	島原振興局 管理部 総務課	<p>雲仙公園内公衆便所浄化槽保守点検業務において、不良気味の放流ポンプについて対応が不十分である。</p> <p>また、保守点検を法定で定める以上の頻度で行っているが、伺いに根拠を記載すべきである。</p>	<p>放流ポンプ不良修繕については、点検業者から令和3年9月に不良気味ではあるものの使用上の問題はないとの報告を受けておりましたので、他の維持修繕を優先し、令和4年度に入り修繕を行っております。</p> <p>浄化槽の保守点検については、今後、施行同時に点検頻度等の根拠を残し、同様のことがないよう、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
7	地域 振興部	長崎振興局 管理部 総務課	納付すべき所得税の計算において、誤りがあり、一部の納付が遅延しており、保管金の管理が不十分である。	指摘を受け、遅延していた所得税は令和4年7月11日に納付いたしました。 今後は、保管金の払出決議の際に財務会計システムによる保管金受払状況の確認書類を添付するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。
8	文化観光 国際部	物産ブランド 推進課	長崎空港くん蒸倉庫管理委託契約において、管理に要する費用に係る県の負担が定められていない。 また、利用料金徴収についての規定が適切でない。 さらに、管理状況を把握するための実績報告を求めている。	今後、同様の管理委託契約を締結する場合には、関係規則等に従い明確に規定するなど、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、長崎空港における植物の輸入状況を踏まえ、関係機関から意見を聴取する等、当該施設の必要性を含めて検討してまいります。
9	文化観光 国際部	スポーツ振興課	東京2020聖火リレーランナー用品配送等業務委託において、業務完了報告書に係る検査で不合格とした後の対応が不十分である。	指摘を受け、年間の契約予定一覧を整理し、課内にて共有・進捗確認を行いました。 今後は、定期的に進捗確認を行うなど、課内におけるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。
10	文化観光 国際部	スポーツ振興課	東京2020オリンピック聖火リレーにおける遣唐使船関連イベント負担金について、負担金額の根拠が確認できないまま支出している。	今後は、相手方からの事業完了報告に際し、支出内訳書など負担金額の根拠が確認できる書類を提出するよう協定書に定めるなど、改善に努めてまいります。
11	県民生活 環境部	人権・同和対策 課	新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発及び誹謗中傷対策周知テレビコマーシャル放送業務外11件において、委任状の提出がないまま契約権限のない者と見積合わせを行っている。	見積執行通知書を作成する際に、会計課長通知にある作成例を参考としましたが、委任状の提出を求めない提出期限を設定した例を参考にしたため、本来求めるべき委任状の提出を求めていなかったものです。 今後、期日指定の見積りを行う際の見積執行通知書において、代理人が参加する場合は、委任状を求めることを記載し、委任状の提出がないまま見積合わせをすることがないようにいたします。
12	県民生活 環境部	男女参画・女性 活躍推進室	女性就業支援コーナー事業において、ウェブカメラ他の物品の貸付契約が著しく遅延している。	契約書の取り交わしに向けて手続きを進める過程で書類に不備があったため、R4年7月5日時点において契約書の取り交わしが完了していませんでした。 今後は業務委託契約の入札後、速やかに物品使用貸借契約の準備に着手し、書類の不備が生じないように事前に内容のチェックを行い、年度当初に契約を締結いたします。

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
13	県民生活環境部	自然環境課	<p>雲仙古湯・八万地獄地区自然災害観測機器設置業務委託外1件において、委託業務で購入した備品の組入れがなされていない。</p> <p>また、契約書又は仕様書に引渡しについて明記されていない。</p>	<p>委託業務で購入した備品については、組入れの準備作業が遅れておりましたが、令和4年7月28日に物品に組入れを行い、物品出納簿への登記を完了しました。</p> <p>今後はこのようなことがないように、「長崎県物品取扱規則」に基づく物品の取扱を徹底いたします。</p> <p>また、引渡しに関する項目が契約書又は仕様書に明記されていなかったため、今後は、特記仕様書の条件明示欄に明記することといたします。</p>
14	県民生活環境部	生活衛生課	<p>ながさきコロナ対策飲食店認証制度運用業務委託において、個人番号が記載されている文書の取り扱いに係る取り決めが不十分である。</p>	<p>当補助金の申請書類のうち、本人確認書類として、マイナンバーカードの写しの「表面のみ」と例示していましたが、裏面の個人番号刻印部分の写しを提出したものが、通常は本人へ返却していましたが、そのまま編綴していたものです。</p> <p>不必要な個人情報を入手した場合の取り扱いについて、委託事業者と書面で取り決めておらず、徹底が不十分であったことから、令和4年度の委託契約においては、意図せず入手した特定個人情報の取り扱いについて、委託事業者と協議を行い、取り扱いを書面で相互確認しています。</p>
15	県民生活環境部	地域環境課	<p>公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。</p>	<p>公開されていた個人名については、予備監査で指摘を受けた後、直ちに会計課に公開情報の修正依頼を行い、非表示処理の対応を行いました。</p> <p>今後は、このようなことがないように、公金支出情報確認作業を適切に行い、公開前の再確認についても、調整担当者と班長のダブルチェックを行うことでチェック体制を強化してまいります。</p>
16	県民生活環境部	環境保健研究センター	<p>有害な業務を行う屋内作業場において、労働安全衛生法に定める作業環境測定を行っていない。</p>	<p>健康の保持増進のための措置として、労働安全衛生法に定められている作業環境測定義務の認識がなく、実施していませんでした。</p> <p>予備監査で指摘を受けた後、労働基準監督機関など関係機関との協議を進めているところであり、測定の対象範囲を精査したうえで、適切に実施できるよう検討してまいります。</p>

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
17	福祉保健部	福祉保健課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 （生活保護費返還金等）	<p>生活困窮を理由に未納となっている債務者がほとんどであることから、一人ひとりの生活状況等に応じた対応が必要となります。</p> <p>1回の納入額が少額で回収期間が長期化しているケースは、頻繁に接触し可能な限りの納入を促すため、債権管理事務会計年度任用職員等の訪問・電話等によるきめ細やかな催告を図ってまいります。</p> <p>生活保護を受給中で、保護費との調整（引去り）が可能なケースは生活保護法第78条徴収金の収入額の3割程度を占め有効な回収手段となっていますので、引き続き本取扱いの活用を推進してまいります。</p> <p>長期間、納入が滞っているケースなどは債権管理室への移管を進めており、令和3年度は26件、令和4年度は39件を移管しました。それまで音信不通であった債務者から電話等の反応があるなど一定の効果が見え始めていることから、引き続き債権管理室への移管や連携強化を図ってまいります。</p> <p>なお、新たな未収金の発生防止も重要であるため、各福祉事務所において、収入・資産申告義務の周知徹底、課税調査や年金等受給権の確認作業の組織的実施により、被保護者の収入・資産の確実な把握に努めてまいります。</p>
18	産業労働部	雇用労働政策課	技能検定試験合格証明書再交付等について、事務手続きが遅延している。	<p>知事の交代に伴い、合格証明書用紙を新たに印刷する必要がありましたが、納期まで40日以上を確保する必要があったため、年度明けの発注とせざるを得ず、再交付が遅れたものです。</p> <p>今後は、関係課と協議した個別対応や申請者との代替措置の検討など、申請者の不利益とならないような対応に努めてまいります。</p>
19	産業労働部	新産業創造課	消耗品等出納簿（切手）について、令和3年度末の残高確認を令和4年度の物品管理者が行っている。	<p>令和3年度末の残高確認について当該年度の物品管理者が行うべきところ、令和4年度の物品管理者が行っていたものです。</p> <p>今後は、関係規則を遵守するとともに、消耗品等出納簿に「当該年度の物品管理者が残高確認を行う」旨を記載し、再発防止に努めてまいります。</p>
20	産業労働部	新産業創造課	県が譲与した燃料電池船について、小型船舶の登録等に関する法律に定める移転登録に必要な書類を交付しておらず、移転登録がなされていない。	<p>燃料電池船については、令和3年12月1日に譲与契約書を交わして譲与した際に、小型船舶の登録等に関する法律に定める譲渡証明書を、県から譲受人に交付しなければならないところ、失念により交付をしていなかったため、譲受人が移転登録を行っていなかったものです。</p> <p>指摘後、速やかに譲受人へ譲渡証明書の交付を行い、令和4年8月26日付で移転登録が完了しております。</p> <p>今後は、このようなことがないよう物品を譲与する際は、物品の譲与関連の法令の確認を徹底し、併せてその物品を所管する機関へ手続きの確認をするなど、再発防止に努めてまいります。</p>

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
21	産業 労働部	工業技術センター	消耗品等出納簿（生産品）において、年度末及び年度当初の物品管理者及び出納員による確認が行われていない。	本来確認すべき年度末及び年度当初の物品管理者及び出納員による生産品の数量確認を失念していたものです。 今後は、物品取扱規則等の確認を徹底し、適正な物品管理に努めてまいります。
22	産業 労働部	工業技術センター	「研究機関内における公的研究費の管理・監査ガイドライン、及び、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく実施規程」に基づく内部監査が行われていない。 また、内部監査に関する規程が不十分である。	実施規程に定められている内部監査を行っていません。 所内の実施規程を令和4年9月7日に改正し、毎年度定期的に実施することと明記いたしました。 今後は、公的研究費の適正な管理に努めてまいります。
23	水産部	長崎港湾漁港事務所 港営課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 （一般会計…沈没船引上げ費用等）	沈没船引き上げ費用等の収入未済については、引き続き、文書、電話、面会等による催促に努めその解消を図ってまいります。
24	水産部	水産加工流通課	長崎魚市場新設活魚棟用取水井戸揚水量調査業務委託において、業務の追加に係る費用の変更の検討を行っていない。 また、工事に関する委託ではないにもかかわらず、業務打合せ簿により契約内容の追加等を行っている。	施工業者との協議により契約内容の追加や経費の変更には当たらないとして双方合意したのですが、検討の経過の記録が不十分であったため、指摘内容、原因、今後の対応について、課内全員にメールで共有するとともに、今後は正確に記録し適切な事務処理に努めてまいります。
25	水産部	水産加工流通課	前回の指導にもかかわらず、長崎県地方卸売市場長崎魚市場における防火・防災管理対象物点検業務委託の予定額の積算において、千円未満切り捨ての根拠が不明確である。	適用すべき積算要領を誤り、千円未満の端数調整を行ったものです。今後、予定額の積算においては端数調整を行わないことを関係職員で徹底するとともに適切な事務処理に努めてまいります。
26	水産部	県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所	館浦漁港、生月漁港、大根坂漁港緑地等管理業務委託において、委託料で購入した備品の組入れが行われていない。 また、精算額の中に対象外経費が含まれており、確認が不十分である。 さらに、再委託承認が一部されていない。	今回対象となっている草刈機の付属機器については、物品管理システムに登録し備品の組入れを完了いたしました。 契約期間終了時の提出書類については、対象外経費が含まれていないかなどを複数人で確認し適切に事務処理を行ってまいります。 新たに再委託の必要が生じる場合は、契約の相手方と適切に情報共有を図り事務処理に努めてまいります。

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
27	水産部	漁業取締室	情報資産に係る物品の管理が適切に行われていない。	物品を処分する際は、物品処分事務マニュアルに基づく処分を実施する等、適切な物品管理に努めてまいります。
28	農林部	農山村振興課	農林水産業費国庫補助金において、調定が遅延している。	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）について、令和3年8月3日付で、国の交付決定が通知されていたが、調定の手続きが必要なことについて認識不足であったことから、調定通知日が令和4年2月22日と遅延していたことについて指摘を受けたものであります。 今後は、予定されている歳入について予め一覧表を作成し、交付決定から収納までの一連の事務の執行状況について所属内で管理と確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。
29	農林部	農産園芸課	消費・安全対策交付金等において、調定が遅延している。	消費・安全対策交付金において、昨年度、国が指定する重要病害虫ミカンコミバエが国外から本県に過去に例がない程、多数飛来したため、緊急的に防除対策を実施し、それが累次にわたり継続したことで、国から5回にわたり増額の交付決定を受けたところであります。この交付金については交付決定の都度直ちに調定すべきところ、年度末にまとめて調定を行ったことから指摘を受けたものであります。 今後は、予定されている歳入について予め一覧表を作成し、交付決定から収納までの一連の事務の執行状況について所属内で管理と確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。
30	農林部	島原振興局 農林水産部 南島原地域普及課	令和3年度産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託において、前回、局内他部署の監査で指導したにも関わらず、契約書に県側の契約印が押印されていない。	島原振興局農林水産部において、契約書に県側の契約印を押印しておらず、指摘を受けたものであります。 昨年度の監査での指導を受け、契約事務チェックリストを改正したにもかかわらず徹底されていなかったことから、改めて徹底を図るとともに、今後は、公印を押印した後、再度、検印者が適正に押印できているか確認する形に手順を見直したところであり、再発防止に努めてまいります。
31	農林部	農村整備課	消耗品等出納簿（切手）について、令和4年度分を作成しておらず、年度初めに行うべき処理が行われていない。	消耗品等出納簿（切手）について、令和4年度分が作成されていなかったことについて、指摘を受けたものであります。 今回の指摘を受け、未作成であった消耗品等出納簿を直ちに作成するとともに、関係職員への周知を徹底し、毎月末の確認業務をスケジューラーに登録するよう改善を図りました。 今後は、受入及び使用の有無にかかわらず、長崎県物品取扱規則に基づき、毎月の残枚数について「物品管理者」「出納員（会計員）」の確認を徹底し、適正な対応を行うよう努めてまいります。

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
32	農林部	農業大学校	<p>毒物・劇物危害防止規定に定められている定期的な教育及び訓練が行われていない。</p> <p>また、使用しない水銀（毒物）が長期間保管されている。</p>	<p>毒物・劇物危害防止規定に定められている定期的な教育及び訓練を行っていなかったこと、また、使用していない水銀を処分せずに、長期間保管していたことから指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、7月28日に毒物・劇物に係る教育及び訓練を実施するとともに、今後は年度当初の4月に実施するよう規定を改正いたしました。</p> <p>また、保管している水銀の処分については、処理業者が北海道しかなく、当校単独で処理する場合には費用が高額となることから、今後、庁内の関係部署と連携して安価に処分できる方法を検討してまいります。</p>
33	農林部	農業大学校	<p>公用車の公用車使用簿兼日常点検チェックリスト及び公用車等運転確認簿が作成されていないものがある。</p>	<p>当校の敷地内で使用する公用車（農耕用運搬車等）において、使用簿兼日常点検チェックリスト及び公用車等運転確認簿を作成していなかったことから指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、令和4年7月から敷地内で使用する公用車（農耕用運搬車等）において、これらの書類を整備いたしました。</p> <p>今後とも、規則等に従い、適正な対応を行ってまいります。</p>
34	土木部	住宅課	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（県営住宅使用料等）</p>	<p>住宅課の未収金に関する現在までの措置状況につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期滞納者への早期督促や訪問等による徴収強化 ・長期滞納者に対する契約解除、明渡請求等の通知及び訴訟等の法的措置の実行 ・和解内容違反者等に対する早期警告、建物明渡し強制執行の実施 ・退去滞納者に対する支払督促や債権差押え命令申立ての実施 ・家賃の納付形態のうち、納付書払いから口座振替や生活保護費の委任払いへの移行促進に伴う事務処理の効率化 <p>などの対策により、ここ数年97%以上で推移しており、令和3年度は、97.42%となっております。</p> <p>引き続き、未収金額の圧縮に向けて今後も徴収状況を精査し更なるきめ細やかな徴収に努め、より効率的な徴収体制を構築してまいります。</p>
35	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（一般会計…沈没船引上げ費用等）</p>	<p>沈没船引上げ費用に係る収入未済については、債務者宅を繰り返し訪問し、粘り強く納付指導を行ってきたところ、本人より令和4年11月から毎月1万円ずつ分納し、必ず完済する旨「債務弁済誓約書」が提出されました。今後は、計画どおり支払いが行われるよう履行監視や指導を行ってまいります。</p> <p>なお、プレジャーボート係船料の収入未済については、引き続き文書、電話、面会等による催告に努め、解消に努めてまいります。</p>

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
36	土木部	県北振興局 建設部 田平土木維持管 理事務所	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 （沈没船引上げ費用）	所有者本人の戸籍調査を実施し、調査結果をふまえ現地訪問を実施したところ、本人との接触を果たしました。 さらに引揚げ費用の返済及び当該船舶の撤去に関し、責任をもって対応する旨の「確約書」を提出させ、引揚げ費用の分割返済を承認する「履行延期承認通知書」を発行しました。 令和4年8月分から毎月の分割返済が始まっており、引き続き債権回収に努めてまいります。
37	土木部	都市政策課	収入証紙実績簿において、手数料の名称毎に記載していないものがある。 また、消印した日に記載していない。 さらに、実績がある月の月計及び累計を記載していない。	今後は、課で手数料の名称毎に一元化した証紙収入実績簿にて管理していくことといたします。 また、決裁時点で消印が押印された証紙が添付されている場合、証紙収入実績簿への記載の確認を取扱者以外の職員が行うことにより再発防止に努めてまいります。 さらに、実績がある月の月計及び累計の記載漏れにつきましては、受付台帳と証紙収入実績簿を兼ねて運用していたことによるものであり、今後は、月計及び累計欄を設けることといたします。
38	土木部	長崎港湾漁港事務所 総務課 港営課	使用していない給水設備について、設置場所を把握していないものがある。 また、必要性を確認しないまま上下水道料金を支出しているものがある。 さらに、指定管理施設内にある給水設備分の水道料金について、支出する根拠が不明確である。	使用実績がない給水設備については、設置箇所を確認した上で、必要がないと判断したものについて廃止の手続きを行いました。 また、指定管理施設内の設備については、契約者を県から指定管理者に変更しております。
39	土木部	長崎振興局 建設部 道路維持課	一般国道202号道路除草業務委託において、契約の変更が行われておらず、精算が適正に行われていない。	委任契約において変更契約を行わず増額精算し指摘を受けたものです。 委任契約においては、当初契約額の範囲内で履行することを原則とし、やむを得ない理由が生じた場合のみ速やかに契約変更手続きを行ったうえで精算することを所属内で周知いたしました。今後は、複数人で確認を行い適切な事務処理に努めてまいります。

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
40	土木部	長崎振興局 建設部 道路維持課	道路除草等業務委託に係る実績報告において、精算額が契約額を上回ったと申出を受け、契約変更手続きを行わないまま、精算額全額を支払っている。 また、損害保険料を予定額に算入しているが、契約書に加入することを約定していない。 さらに、精算時において保険加入の有無を確認していない。	委任契約において変更契約を行わず増額精算したこと、損害保険の加入を約定していなかったこと、また、その保険加入の有無について書面確認を怠り指摘を受けたものです。 委任契約においては、当初契約額の範囲内で履行することを原則とし、やむを得ない理由が生じた場合のみ速やかに契約変更手続きを行ったうえで精算すること、また、損害保険の加入については、契約書に約定するとともに着手前に書面にて確認することを所属内で周知いたしました。
41	土木部	長崎港湾漁港事務所 総務課	神ノ島公園法面等移管用地測量業務委託において、委任事項が記載されていない委任状を受領し入札に参加させている。	委任状には入札業務番号及び入札業務名のみが記載され、記載すべき必要な委任事項が漏れておりましたが、委任状不備のまま誤って入札に参加させていたものです。 今後は確認漏れがないよう適正に処理します。 なお、当該業務は他の業者が落札しており入札結果に影響するものではありません。
42	土木部	島原振興局 建設部 管理課	島原港及び多比良港家用電気工作物（可動橋電気設備）保安管理業務委託において、報告された不具合箇所の対応が遅延している。	委託業者から不具合箇所の改修が必要であるとの報告を受けておりましたが、多額の費用を要する設備もあり、改修が遅延していたものです。 不具合箇所のうち、高圧母線支持物については交換が完了し、多額の費用を要するキュービクル移設については、委託業者へ確認した結果、同様の絶縁効果が見込まれる防護柵設置を令和4年度に行うこととしております。今後は、委託業者からの報告書提出時に記載内容について説明を受け、必要があれば現地確認のうえ適切に対応することとしております。
43	土木部	県北振興局 建設部 河川課	相浦川水系水門定期点検業務委託の検査において、点検実施時期に係る確認が十分でない。	これまでは年度末に報告書の履行確認を行っていましたが、指摘以降は毎月履行確認を実施しています。具体的には点検結果と点検状況写真を毎月提出させ、担当から班長、課長まで回覧し、複数人で確認するよう改めました。また、写真には黒板等に日付を入れるようにし、いつ点検したかわかるようにしています。
44	土木部	県北振興局 建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	大瀬戸土木維持管理事務所管内道路監視業務委託において、一部業務を再委託しているが、承諾に係る手続きがなされていない。 また、変更契約締結前に追加業務が履行されている。	再委託の承諾にかかる手続きを口頭でしか行っていなかったため、今後は書面にて確実に行ってまいります。 大島大橋橋梁監視業務が不落続きであったため、やむを得ず道路監視業務に橋梁監視を打合せ簿で追加しましたが、今後、追加業務等の契約内容に変更が生じた場合は契約変更締結後に適切に履行することを徹底してまいります。

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
45	土木部	用地課	公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。	公共用地の未利用地については、令和2年度末で19件（11,444㎡）を保有し、令和3年度において所管課から用地課へ9件（1,243㎡）の引き継ぎを受けております。引き継ぎを受けた9件は全て令和3年度中に処分しており、令和3年度末の未利用地は、19件（11,444㎡）となっております。 今後とも、一般競争入札による売却に努めるとともに、売却が見込めない地積過小、不整形地等の土地については、市町等への譲渡等の利活用協議や隣接地主に対して購入の働きかけを定期的に行ってまいります。
46	土木部	長崎振興局 建設部 管理課	公有財産目的外使用許可や長崎駅前広場条例に基づく占用許可が適切に行われていない。	長崎駅前広場と浦上駅前広場における管路や電話線などの占用物件7件の更新手続におきまして、年度当初の4月初めに許可書と納入通知書を申請者に送るべきところ、その送付が遅れたものです。 原因としましては、年度始めで事務量が增大する中で、当該事務処理に時間を要してしまったことと、組織としてのスケジュール管理も不十分でありました。 今後は、更新事務のスケジュールを、担当者、班長、課長で共有し、事務作業の進捗に遅れや漏れがないかを確実にチェックし、再発防止に努めてまいります。
47	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	長崎港元船C棟上屋使用について消防用設備の使用に支障がある場所を許可している。 そのため、消防用設備等点検業務委託契約において、一部の点検が行われていない。 また、設備の不具合を指摘されているが、改善に向けた対応が遅延している。 さらに、屋内消防栓に係る送水ホース耐圧試験を実施していない。	許可に当たって、消防用設備の使用に支障が生じないようにすることを条件に付すとともに、使用者に対して適切な指導を行ってまいります。また、設備の不具合については、改善に向けて速やかに対応してまいります。 送水ホース耐圧試験については、令和4年度中に実施を予定しております。
48	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	長崎県港湾管理条例に基づく上屋の使用許可において、当初15日間で許可し、その後、延長の許可を行った際、許可の初日に遡って16日以上の際の単価を適用せず、差額の調定及び請求を行っていない。	ご指摘の事案については、許可に当たり、二つの異なる期間の申請について処理したものであり、差額徴収の対象ではないことを確認しております。 なお、1回当たりの上屋の使用期間が長くなっているという現状もあることから、本庁に対し、制度の見直しが必要がないか検討を求めてまいります。

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R4.11.30提出）
49	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	港湾施設使用許可において、同施設使用料の未収があるにもかかわらず、更新許可の妥当性を検討することなく許可を行い、その際、必要となる連帯保証人を立てさせていない。	施設使用の更新申請書が提出された際、納付状況を十分確認せず、許可を行ったものです。 今後は確実に納付状況を確認するとともに、連帯保証人を立てさせることといたします。
50	土木部	県北振興局 建設部 建設管理課	前回指導したにもかかわらず、道路占用・河川占用及び港湾施設用地の目的外使用許可において、許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。	占用許可書等を交付する際に、原状回復届の様式を添付し確実に提出するよう依頼しております。 また、課内の許可台帳で原状回復届の受理状況を定期的に確認し、許可期間満了後に原状回復届を提出していない者に対しては個別に電話等による指導を行い、再発防止に努めてまいります。
51	土木部	県北振興局 建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	パトロール車の公用車等運転確認簿への記入及び所属長による確認がなされていない。	パトロール車の運転確認簿も含めて、公用車の運転確認簿の置き場を1か所に集約して管理し、複数職員で確認を行うなどチェック機能の向上を図るとともに、使用する職員に適切に行うよう指導します。

令和4年度 定期監査（前期）「意見」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R 4.11.30提出）
1	土木部	港湾課	<p>港湾施設の使用許可について、長崎県港湾管理条例（昭和51年5月施行）の制定当初は、短期間の許可を基本としていたと考えられるが、近年は長期間の許可事例が多くなっている。</p> <p>また、特に、港湾施設のうち上屋の使用許可については、同条例で貨物搬入の日から15日以内と16日以上とで異なる単価が定められているが、延長して16日以上となった場合の使用料の算定方法が分かりにくい制度となっている。</p> <p>条例の制定から46年が経過し、制定当時とは港湾施設を取り巻く状況や利用実態が変化していると考えられることから、利用者側のニーズを踏まえた分かり易く利用し易い制度となるように、所要の見直しを検討されたい。</p>	<p>現行の料金設定は、荷物の保管期間を短くし、できるだけ多くの荷主に利用してもらおう趣旨ですが、現在、1回当たりの上屋の使用期間が概ね1か月と長くなる実態があること、また、上屋内の荷動きについて、正確な把握が困難という現状があることを踏まえ、他県の港湾における料金設定も参考にしながら、制度の見直しの必要性を含め、検討を行ってまいります。</p>

R04-40060-02907

令和4年11月25日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司
(公 印 省 略)

令和4年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R 4.11.30提出）
1	教育庁	高校教育課	長崎県高等学校離島留学生ホームステイ費補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付申請書が提出されていない。	補助金額に変更が生じている場合は、補助金実施要綱に基づき、変更交付に係る手続きを行う必要がありますが、その確認が不足していたことにより生じたものであります。 今後は、補助事業者に対し補助金額の変更がないか実績報告前に確認を行うとともに、実施要綱等に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。
2	教育庁	高校教育課	長崎県産業教育振興会補助金において、補助金交付決定前に事業の着手がされている。	補助金交付決定前の事業着手についての認識が不足していたことにより生じたものであります。 指摘を受けた内容を踏まえて、補助事業者に対し、令和3年度を含む過去5年分の実績報告の再提出を求め、過大に交付されていた2か年度分の補助金の返還を請求いたしました。返還金は令和4年11月に返還されております。 今後は、長崎県補助金等交付規則等に基づき適切な事務処理に努めてまいります。
3	教育庁	体育保健課	指定管理者負担金において、維持修繕費の精算の確認が不十分である。	指定管理者から提出された負担金精算書及び内訳書により維持修繕費の精算確認を行っていましたが、支出証拠書類による確認が不十分であるとの指摘であります。 今後は、支出証拠書類を確認したうえで、精算を行ってまいります。
4	教育庁	体育保健課	浮棧橋について、海域管理条例に係る許可を受けないうまま設置している。	長崎市の形上湾に設置している浮棧橋について、海域管理条例に基づく海域占用許可が必要である認識がなかったことにより生じたものであります。 当該許可については、速やかに手続きを行い、許可を受けたところであります。 今後は、条例・規則などを確認し、適正な事務処理に努めてまいります。
5	教育庁	高校教育課	公文書開示請求において、保有していない公文書を開示決定している。	今回の事案については、将来的に保有が見込まれる文書であったこと、また公文書が不存在の場合の取り扱いについて認識が不足していたことにより生じたものであります。 今後は、長崎県公文書開示事務取扱要領に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。

崎会（監指）第174号
令和4年11月24日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県公安委員会委員長
瀬戸 牧子
(公印省略)

令和4年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和4年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R 4.11.30提出）
1	警察本部	警察本部	運転免許の更新期限を誤って納入された更新手数料について、納人が還付申請書を提出していないにもかかわらず、還付を行っている。	当該案件は、還付申請書を徴収せず誤って支出調書により還付していたものです。 今後は規定を遵守し、複数人での確認を徹底して適正な事務処理に努めてまいります。
2	警察本部	警察本部	国有物品の損傷に係る金銭賠償について、手続を誤ったため国への支出が遅延している。	当該案件は、国有物品を県有物品と誤認して、賠償金を県の歳入としていたものです。 今後は複数人での確認を徹底して適正な事務処理に努めてまいります。
3	警察本部	警察本部	無線警ら車購入外1件において、契約金額の変更が生じたが契約変更を行っていない。	当該案件は、契約締結後に生じた自賠責保険料等の金額変更について契約変更手続を行っていなかったものです。 今後は、入札・契約事務マニュアルを遵守し、基本にのっとり適正な事務処理に努めてまいります。

人事委員会公告

長崎県職員採用試験（大学卒業程度：B試験）の実施（公告）

令和5年度長崎県職員採用試験（大学卒業程度：B試験）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和5年2月10日

長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
行政B	知事部局（本庁及び地方機関）、議会事務局または各種委員会事務局等における一般行政事務
教育事務B	教育委員会事務局、地方機関（県立図書館等）、県立高校（県立中含む）、県立特別支援学校及び市町立小中学校における企画、庶務、経理等の事務
農業B 土木B 建築B	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務

2 給与

令和5年4月1日現在の初任給月額が185,200円で、このほか住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

3 受験資格

次の(1)又は(2)を満たす者で、その他の各号に該当する者

- 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕
- 平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- 日本国籍を有する者
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

4 第1次試験

(1) 試験種目

（行政B・教育事務B）

SPI3（基礎能力検査）（択一式）

（農業B・土木B・建築B）

SPI3（基礎能力検査）（択一式）及び専門試験（五肢択一式）

(2) 試験の実施日

令和5年4月16日（日）

(3) 試験地

長崎市、東京都及び大阪府

(4) 第1次試験合格者発表

令和5年4月24日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

5 第2次試験

(1) 試験種目

（行政B・教育事務B）

プレゼンテーションシート作成、人物試験（グループワーク及び個別面接）、論文試験、適性検査
ただし、プレゼンテーションシートは人物試験で使用する。

（農業B・土木B・建築B）

人物試験（グループワーク及び個別面接）、専門論述試験、適性検査

- (2) 試験の実施日及び試験場所
第1次試験の合格者に別途通知する。
- 6 最終合格発表
令和5年6月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。
- 7 採用候補者名簿及び採用方法
(1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
(3) 「3 受験資格」における(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和6年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。
- 8 受験手続
(1) 試験案内の入手方法
ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。
イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「大学卒業程度（B試験）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。
ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。
(2) 受験の申込み
受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。ただし、本試験に申込みを行った者は、令和5年6月に実施予定の長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の各試験の全試験職種に申込みができないため注意すること。
(3) 申込受付期間及び申込受付時間
受付期間は令和5年3月1日（水）から3月24日（金）までとし、受付時間は3月24日（金）24時までとする。
- 9 点字及び拡大文字による試験等
試験職種「行政B・教育事務B」については、点字及び拡大文字による受験ができる。ただし、拡大文字については、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。
- 10 その他
受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。
長崎県人事委員会事務局
郵便番号 850-8570（住所記載不要）
電話 095-894-3542（直通）
095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察官Ⅰ類（男性）B採用試験の実施（公告）

令和5年度長崎県警察官Ⅰ類（男性）B採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和5年2月10日

長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

- 1 対象となる職
長崎県に勤務する警察官（巡査）
- 2 試験職種
一般（SPI方式）
- 3 職務内容
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持等の任務
- 4 給与

令和5年4月1日現在の初任給月額が207,600円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

5 受験資格

受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
	年齢・性別	学歴
一般（SPI方式）	平成5年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

SPI3（基礎能力検査）（択一式）及びアピールシート作成

(2) 試験の実施日

令和5年4月16日（日）

(3) 試験地

長崎市、東京都及び大阪府

(4) 第1次試験合格者発表

令和5年5月1日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

令和5年6月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「5 受験資格」における「卒業見込みの者」にあつては、令和6年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・杵岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警I（男性）B試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

ただし、本試験に申込みを行った者は、令和5年7月に本県で実施予定の警察官I類（男性）A採用試験に申込みができないため注意すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和5年3月1日（水）から3月24日（金）までとし、受付時間は3月24日（金）24時までとする。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線 2651

長崎県警察官Ⅰ類（女性）B採用試験の実施（公告）

令和5年度長崎県警察官Ⅰ類（女性）B採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和5年2月10日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県に勤務する警察官（巡査）

2 試験職種

一般（SPI方式）

3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持等の任務

4 給与

令和5年4月1日現在の初任給月額が207,600円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

5 受験資格

受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
	年齢・性別	学歴
一般（SPI方式）	平成5年4月2日以降に生まれた女性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

SPI3（基礎能力検査）（択一式）及びアピールシート作成

(2) 試験の実施日

令和5年4月16日（日）

(3) 試験地

長崎市、東京都及び大阪府

(4) 第1次試験合格者発表

令和5年5月1日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

令和5年6月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「5 受験資格」における「卒業見込みの者」にあつては、令和6年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・杓岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警I（女性）B試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

ただし、本試験に申込みを行った者は、令和5年7月に実施予定の長崎県警察官I類（女性）A採用試験に申込みができないため注意すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和5年3月1日（水）から3月24日（金）までとし、受付時間は3月24日（金）24時までとする。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線 2651

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学バス運行管理業務について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和5年2月10日

長崎県公立大学法人理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 運行管理業務の名称及び数量
長崎県立大学バス運行管理業務
運行管理台数 2台
 - (2) 運行管理業務の内容等
入札説明書による。
 - (3) 運行管理期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
 - (4) 車両保管場所
大型バス 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校
マイクロバス 長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校
 - (5) 入札の方法
ア 入札書に記載する金額は、入札説明書に示す基本業務運行料の単価及び時間外業務運行料等の単価により算出した2台分の年間合計金額とすること。
イ 落札の決定は、入札書に記載した運行管理業務料金の年間予定総額によって行う。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (3) 審査事項
ア 年間売上高
イ 営業年数
ウ 従業員数
エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 資格審査申請の方法
- (1) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から4の部局において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。
 - (2) 申請書の提出方法
申請書を提出する者は、申請書に次の書類を添え、令和5年3月3日（金）17時00分までに4の部局に提出すること。
ア 誓約書
イ 委任状
ウ 営業概要書
エ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
オ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ

（電話）0956-47-2191

5 契約事項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和5年2月21日（火）17時00分までの間

（場所）4の部局又は以下の部局

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和5年3月16日（木）13時30分開始

（場所）長崎県立大学佐世保校 学生会館2階G-205教室

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除処置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この契約は、単価契約とする。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

印刷所

長崎県
長崎市
権島町
八番十二号

株式会社
寺クイ
田ク
宏
弥ト